

資料提供
令和8年5月15日
課名：食品生活衛生課
担当者：大原
内線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について

1 概要

令和8年5月11日(月)16時頃、江田島市の高齢者施設から西部保健所呉支所に「5月11日(月)2時頃から現在までに、下痢の症状を呈した入所者が12名いる」旨の連絡があった。

調査の結果、当該施設で同じ給食を喫食している入所者及び施設職員計23名が同様の食中毒様症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食は給食に限られていること、有症者と調理従事者の検便からノロウイルスが検出されたこと及び診察した医師から食中毒患者届が提出されたことから、給食を原因とする食中毒と判断し、本日14時に、施設の給食調理業務を受託している営業者に対して、営業禁止処分を行った。

なお、営業者は5月12日(火)朝食から営業を自粛している。

2 発生日時 令和8年5月11日(月)2時(最初の患者の発症日時)

3 患者数等 23名(男8名、女15名)、(60歳代～90歳代以上)
(内訳)
特別養護老人ホーム 11名
ショートステイ 12名

4 主症状 嘔吐、下痢、発熱

5 原因施設

- (1) 屋号 ① 社会福祉法人 まほろばの里沖美 特別養護老人ホーム まほろばの里沖美
② 社会福祉法人 まほろばの里沖美 単独型ショートステイ まほろばの里沖美
(①の調理場で施設全体の給食を調理し、②の調理場で一部盛り付けや再加熱等を実施。)
- (2) 営業者 日清医療食品株式会社(東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング20F)
代表取締役社長 立林 勝美
- (3) 所在地 江田島市沖美町岡大王字王の田2332-2
- (4) 業種 飲食店営業
- (5) 提供食数 1回85～110食程度

※ 営業禁止は、飲食店営業許可施設に対するものであり、当該高齢者施設を運営する法人に対するものではありません。

6 原因食品 調査中

7 病因物質 ノロウイルス

8 西部保健所呉支所の対応

- (1) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
- (2) 当該施設への立入調査
- (3) 営業の自粛要請(5月11日20時)
- (4) 検体(有症者便、調理従事者便、検食、施設のふき取り)の採取及び検査
- (5) 営業禁止処分(5月15日14時)

《報道機関へのお願い》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。

特にノロウイルスによる食中毒は、大規模な食中毒になりやすい傾向がありますので、食品を取り扱う際の健康管理や、手洗いの徹底等について、より一層の注意が必要です。